

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第33号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年1月9日 09時00分ごろ	
発生場所	福島県相馬市相馬港	
事故等調査の経過	平成22年5月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船番号、船舶所有者等</p> <p>石材運搬船 第五十五勝栄丸、431トン 132308、株式会社水嶋海事工業</p>	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底及びプロペラに損傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、相馬港内を2号ふ頭に向けて航行中、平成22年1月9日09時00分ごろ、船尾船底に衝撃を受けた。</p> <p>本船は、直ちに停船して各部を点検したが、異常が認められなかったため、そのまま航行を続けて2号ふ頭に着岸した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西 風速 約2.0m/s</p> <p>海象：平穏、潮汐 高潮期</p>	
その他の事項	本船は、平成22年1月10日、潜水夫により船底及びプロペラに損傷が発見されたが、船長がその後の航海には支障がないものと判断し、航海を続けた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、相馬港内を航行中、船底に衝撃を受けたものと考えられるが、通常の進路付近に本船が乗り揚げるような浅所等がないこと、及び船長から情報が十分に得られなかったため、乗揚に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、本船が、相馬港内を航行中、浅所等に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	